# 山形県水素利活用実証モデル企画業務委託 企画提案公募要領

## 1 目的

本業務は、カーボンニュートラル実現に向けた鍵となる水素エネルギーについて、県内における水素社会の実現に向けた将来的な実証事業の展開や社会実装を見据えた水素エネルギー利活用モデルの企画立案を目的とする。

# 2 委託業務

- (1) 業務の名称 山形県水素利活用実証モデル企画業務
- (2) 業務内容 別添「山形県水素利活用実証モデル企画業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり
- (3) 委託期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
- (4) 契約事業者数 2者まで
- (5) 提案上限額 1,500 千円 (消費税及び地方消費税の額を含む)

# 3 応募資格及び失格事由に関する事項

(1) 応募資格

応募できる者は、以下のすべての要件を満たすものとする。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に規定 する者に該当しないこと。
- イ 公募の開始から企画提案書等を提出するまでの間に、山形県競争入札参加資格者指名停止要綱(平成15年4月1日施行)に基づく指名停止を受けていないこと。なお、山形県競争入札参加資格者名簿に登載されていない者でも、参加可能とする。
- ウ 山形県税(山形県税に附帯する税外収入を含む。)及び消費税を滞納していないこと。
- エ 次のいずれにも該当しないこと。
  - (ア) 役員等(参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であること。
    - 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員等が経営に実 質的に関与していること。
  - (イ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第 三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する 等していること。
  - (ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便

宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力 し、又は関与していること。

- (エ) 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有 していること。
- オ 上記アから工までの要件を満たす1事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とするが、この場合、全事業者が上記アから エまでの要件を満たさなければならない。

なお、県は代表者とのみ委託契約を締結するため、その他の参加者は、 代表者との委託契約(山形県との関係においては再委託に該当)により業 務を実施すること。この場合、業務全体の進行管理及びとりまとめ等は代 表者の責任において行うものとする。

#### (2) 失格事由

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- ア 本要領に定めた資格・要件が備わっていないとき
- イ 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき
- ウ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書が本要領で 示した要件に適合しないとき
- エ 提出書類に虚偽又は不正があったとき
- オ 提案の内容が提案上限額を上回るとき

#### 4 企画提案内容

企画提案書は、「仕様書」に基づき、以下の事項について記載すること。また、「仕様書」に記す、「3 目的・概要」、「4 業務内容」に基づく独自提案がある場合、それも記載すること。

- (1) 実施方針(目的)
  - ア 今回の事業の目的
  - イ 実証モデルを検討する分野における水素の活用状況
- (2) 提案内容
  - ア 水素利活用実証モデルとして検討する内容とその必要性
  - イ 必要な連携・意見交換先
  - ウ その他・特記事項(独自提案等)
- (3) 業務実施体制
  - ア事業全体の管理体制
  - イ 業務の実施スケジュール
- (4) 見積書(様式第3号)

## 【留意点】

- ① 提案は、1事業者につき、1提案とする。
- ② 提案は、全て企画提案書に記載すること。
- ③ 企画提案書は、様式第2号に添付して提出すること。
- ④ A4判片面刷り(多色仕上げを可とする。)、縦置き左綴じ(ダブルクリッ

プ留めとする。) 横書きとする。

⑤ 各頁下部に通し番号を印字すること。

なお、説明上やむを得ない場合、A3判も可とするが、この場合、該当用紙は折り込み、A4判にして綴り込むこと。

# 5 提出書類及び提出方法

(1) 提出書類及び提出部数

提出書類	提出部数
ア 参加申込書 (様式第1号)	1 部
イ 企画提案書(様式第2号に添付すること)	各5部
ウ 見積書 (様式第3号)	付り引
工 誓約書 (様式第4号)	
※ 共同提案により参加する場合は、全ての者が提出すること。	
オ 会社概要等を記載したパンフレット等	各1部
※ 定款又は寄附行為、役員名簿(法人格をもたない場合は、運営	1 1 1 pl
規約や役割分担を明示した組織図等)、直近の決算書又はこれに	
類する書類	

## 【留意点】

上記ア〜エは、別に定める様式に沿って作成すること。

#### (2) 提出期限

ア 参加申込書 (様式第1号)、誓約書 (様式第4号)、会社概要等を記載した パンフレット等

令和6年9月13日(金)午後5時

イ 企画提案書(様式第2号に添付)、見積書(様式第3号) 令和6年9月20日(金)午後5時

## (3) 提出先

「12 事務担当」に同じ。

#### (4) 提出方法

「12事務担当」宛てに持参又は郵送により提出すること。

持参する場合は、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、日曜日及び土曜日を除く午前8時30分から午後5時(正午から午後1時までの間を除く。)までに提出先に持参すること。郵送の場合は、配達証明付きの書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。

#### (5) 参加辞退

参加申込書の提出後、参加を辞退する場合は、速やかに書面により「12 事務 担当」に報告すること。

# 6 質問及び回答

- (1) 企画提案書の作成等に係る質問は、「質問書(様式第5号)」により行うものとする。電話や口頭での質問は受け付けない。
- (2) 質問書の提出は、電子メールにより行うものとし、件名を「令和6年度山形県

水素利活用実証モデル企画業務への問合せ」として、「12 事務担当」宛てに送信すること。

- (3) 質問書の受付は令和6年9月13日(金)午後5時までとする。
- (4) 質問への回答は、県ホームページにおいて行う。 ただし、各提案者の独自企画に関わることについては、当該質問をした提案 者のみに回答する。

#### 7 審査

県は、企画提案者の中から本業務の受託候補者を選定するため、次のとおり審査委員会を開催する。

審査は、事前に提出された企画提案書及び提案者によるプレゼンテーションを基に、あらかじめ定めた審査基準により審査を行う。各審査員の審査結果を集計し、平均点が60点以上の企画のうち、各委員の評価点の順位の合計が最も低い者から2者までを受託候補者として選定する。最も低い者から2番目に同点者が出た場合は、委員間の協議により受託候補者を選定する。提案者が2者以下である場合も同様の審査を行う。

提案者がない場合には、一旦企画提案公募の実施を中止し、業務の内容等について再検討のうえ、改めて募集を行うこととする。

なお、提案者が6者を超えた場合は、プレゼンテーション審査に先立ち一次審査(書類審査)を実施し、上位6者を選定する。

# 8 企画提案者によるプレゼンテーション

- (1) プレゼンテーションへの出席者は、事業者毎にそれぞれ3名以内とする。
- (2) 1事業者当たりの持ち時間は、プレゼンテーション約15分、委員との質疑応答約5分とする。
- (3) 事前に提出された企画提案書のほか、別途パワーポイント等により作成した 資料にてプレゼンテーションを行うことを妨げないが、企画提案書を踏まえた 内容とすること。
- (4) 評価項目、評価の視点、配点は別表のとおり。

#### 9 審査結果の通知

審査結果は、各参加者に書面で通知する。なお、審査結果に関する質問には応じない。

# 10 今後のスケジュール(予定)

項目	日 時
参加申込書(様式第1号)等提出期限	令和6年9月13日(金)午後5時
募集内容に関する質問受付期限	令和6年9月13日(金)午後5時
企画提案書(様式第2号)等提出期限	令和6年9月20日(金)午後5時
審査会(プレゼンテーション)の開催	令和6年10月上旬
審査結果の通知	令和6年10月中旬
委託契約締結	令和6年10月下旬

#### 11 その他

- (1) 提出書類の作成及び提出に要する経費は提案者の負担とする。
- (2) 提出書類は審査作業に必要な範囲において複製を行う。
- (3) 提出された書類の差替え、変更及び取消は一切認めない。また、提出書類は返却しない。
- (4) 受託候補者と業務委託契約等で合意に至らなかった場合、あるいは、受託候補者が3(1)応募資格を満たさないもの又は3(2)失格自由に該当する場合は、その者とは契約の締結は行わず、次点者と契約の締結に向けた手続きを行う場合がある。
- (5) この公募及び契約については、県の都合により変更又は中止する場合がある。

# 12 事務担当

山形県環境エネルギー部環境企画課カーボンニュートラル・GX戦略室 〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号 県庁7階

電子メール: ykanki#pref. yamagata. jp

※上記「#」の部分を「@」に変えた上で送信してください。